







管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の取扱い	「措置の内容」の取扱い	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理官庁	提案主体名	経過官庁	制度の所管・関係官庁
120162	成長戦略拠点特区	都市再生特別措置法	都市再生特別措置法では、都市の再生の拠点として都市間競争等を促進して活性化を図る目的に市街地の整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として定め、同地域において施行される都市再生事業に対し、固定資産税の軽減等の税制支援、資金の無利子貸付等の金融支援措置及び都市計画の特例等の規制緩和措置を行っている。	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特にこれからの都市戦略上重要な地域を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成を促進し、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、税制の減免など総合的な施策を実施する。 【具体的内容】 ② 金融支援特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「税制優遇特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法と構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 【提案理由】 成長戦略という「東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を醸成するため、都市戦略上重要な地域において、アジア諸国に既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	Z	-				Z	-	「提案のような日本を牽引する戦略拠点の形成については、国家戦略拠点から推進していくべきものであるため構造改革特別区域法に基づく特区制度には馴染まないものと考えているが都市再生特別措置法に基づく後の各種制度をベースとして、要望を踏まえた対応を検討を行う。	成長戦略拠点特区	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省 内閣府	
120163	成長戦略拠点特区	都市再生特別措置法	都市再生特別措置法では、都市の再生の拠点として都市間競争等を促進して活性化を図る目的に市街地の整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として定め、同地域において施行される都市再生事業に対し、固定資産税の軽減等の税制支援、資金の無利子貸付等の金融支援措置及び都市計画の特例等の規制緩和措置を行っている。	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特にこれからの都市戦略上重要な地域を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成を促進し、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、税制の減免など総合的な施策を実施する。 【具体的内容】 ③ 規制緩和特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「税制優遇特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法と構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 【提案理由】 成長戦略という「東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を醸成するため、都市戦略上重要な地域において、アジア諸国に既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	F	-			F	-	「提案のような日本を牽引する戦略拠点の形成については、国家戦略拠点から推進していくべきものであるため構造改革特別区域法に基づく特区制度には馴染まないものと考えているが都市再生特別措置法に基づく後の各種制度をベースとして、要望を踏まえた対応を検討を行う。	成長戦略拠点特区	大阪府	大阪府	国土交通省		
120110	ユビキタス環境の促進(公共空間における電灯・センサー等の設置許可に関する英文を明確化)	道路法 第三十二条第一項、道路法施行令第七条	道路法に一定の工作物、物件又は施設に設け、継続して道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。	位置情報等を記録した電子タグや、センサー、カメラによって構成される統合システムを、公共空間に設置する場合における、道路法上の明確化を図りたい。	【提案理由】 大都市における路上ロボット走行や、道路障害の事前情報など、詳細な位置情報が必要とされるサービスは、実証実験の域を出て広がりが見られる。より精度の高い位置情報の取得が可能となれば、様々な位置情報サービスの実用が可能となると、高度なリアルタイム情報提供が実現できる。 代替措置 道路工事等で電子タグが撤去され、復旧されないことも十分予想されるため、地下埋設物と同様な管理が必要となる。	B-1	-			B-1	-	位置情報等を記録した電子タグ等については、道路法30条第1項の道路占有許可対象物件に該当し、道路法の趣旨を踏まえていれば、問題はありませんが、ユビキタス環境の促進を図るため、地方公共団体等が道路区域内に電子タグ等を設置することが可能であることを明確にするため、各道路管理者へ文書により明確な取組を促すこととなります。	成長戦略拠点特区	大阪府	大阪府	国土交通省		
120180	移動支援ロボットの公道(多歩道より車道)上における実証実験の実施	道路運送車両法40条及び第41条	原動機により路上を移動することを目的として製作した用具で軌条又は線路を用いていないものは、道路運送車両法上、原動機のない自動車に当たらず、自動車又は自動車付自転車等の道路運送車両となる。	一定の要件を満たす移動型の移動支援ロボットについては、電動アシスト自転車と同様の軽車両として、公道内での走行について実証実験ができるようにしたい。	【提案理由】 移動支援ロボットを、電動アシスト自転車など同様の軽車両とみなすことで、歩車混在機動的に動くことが可能になり、メール配車など車内で多頻度の走行・停車を繰り返す業務での活用が期待される。	C	-			C	-	移動型移動支援ロボットの実証実験については、「前日の安心と成長のための政策検討対話」における構造改革特別区域の未来政策案について、政府の対応方針(平成27年2月28日構造改革特別区域推進本部決定)において、一定の要件を満たす移動型移動支援ロボットについて、特区内一定の公道における実証実験を行うことが可能な措置を講ずることとされたところであり、現在、警察庁と連携し、一定の条件において実証実験を可能とする方向で検討中である。一方、移動型移動支援ロボットの公道の走行については、自動車と移動車等の区別が不明確なことから、交通事業者等における歩行者と自転車等の区別が不明確な状況下において、慎重な検討が必要である。まずは歩道における実証実験を通じて、その有効性及び安全性を確認することが必要であると考えることから、現時点でより危険性が高まる車道における実証実験を認めることは困難である。	成長戦略拠点特区	大阪府	大阪府	警察庁 国土交通省		
120191	急速充電設備の特例規制等の創設	地方税法附則第16条第4項、同法施行令附則第1条第23項、同法施行規則第16条第5項～第61項	一般利用者のEV充電設備に係る設置等については、特別規制制度又は税制優待制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気自動車等)に係る特例措置(固定資産税の控除、及び、特例措置に係る固定資産税の減免)に関する地方財政措置を、期間的・内容的に適用する。	【具体的内容】 ① 法人税の特例優待制度又は税制優待制度	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置面積を増やすことが不可欠だが、公共空間の設置には面積が広く、利便性等が十分でなく、民間事業者による設置が難しい。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが概ね約30万円程度。現在のEVの台数では、車両や料金による急速充電設備の設置が困難である。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設けた場合、インセンティブに対する特別優待制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(施行22/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に代えては、関による財政支援を講じられたら。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVも安心して充電することが出来れば環境が整備できる。そのことで、都市圏でのEVの普及とEV車利用の促進に、都市モビリティの環境改善化が図られる。	Z	I			Z	I			EV等の導入・中興促進による関連産業の育成	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省 環境省	



管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置」の分類の整理	「措置」の内容の整理	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理費算入額等	提案主体名	経過措置	制度の所管・関係官庁	
120200	カボタージュ船舶の緩和	シガボ条約第7条 航運法第130条	国家は、領空に完全かつ排他的な主権を有している。国際的な取決めの心の方を前提としており、国際民間航空条約(シガボ条約)第1条においては、「締約国は、各領空がその領域上の空間において完全且つ排他的な主権を有することを承認すると規定されている。この基本的な考えに基づき、外国籍航空機の国内有償飛越(カボタージュ)については、シガボ条約第7条において、これを制限する権利が認められており、これを要し、カボタージュ船舶の許可を審議しているところである。なお、航空運送事業の許可の要件として、当該許可の申請者が法人で以下のいずれかに該当するものではないことが求められる。 ・代表者が外国人である。 ・役員1/3以上を外国人が占める。 ・議決権の1/3以上を外国人が占める。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航回数、便数はピーク時(1996年9月)33都市・48便/日から2010年時点まで都市・37便/日まで減少し、国内各地に就航便数を減少させる影響が現れている。 ②問題点 近年、経済成長に伴って、国内有償飛越需要、貨物輸送需要が増加している。外国籍の航空機が国内線に飛越する機会が増えている。 ③解決策 国際民間航空条約(シガボ条約)第7条において、これを制限する権利が認められており、これを要し、カボタージュ船舶の許可を審議しているところである。なお、航空運送事業の許可の要件として、当該許可の申請者が法人で以下のいずれかに該当するものではないことが求められる。 ・代表者が外国人である。 ・役員1/3以上を外国人が占める。 ・議決権の1/3以上を外国人が占める。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航回数、便数はピーク時(1996年9月)33都市・48便/日から2010年時点まで都市・37便/日まで減少し、国内各地に就航便数を減少させる影響が現れている。 ②問題点 近年、経済成長に伴って、国内有償飛越需要、貨物輸送需要が増加している。外国籍の航空機が国内線に飛越する機会が増えている。 ③解決策 国際民間航空条約(シガボ条約)第7条において、これを制限する権利が認められており、これを要し、カボタージュ船舶の許可を審議しているところである。なお、航空運送事業の許可の要件として、当該許可の申請者が法人で以下のいずれかに該当するものではないことが求められる。 ・代表者が外国人である。 ・役員1/3以上を外国人が占める。 ・議決権の1/3以上を外国人が占める。	0	-	カボタージュについては、オープンスカイを維持しつつも国を包含、ほぼ全ての国・地域において禁止されており、指定国の観点から慎重に対応する必要があるため、現時点でカボタージュを解禁することは考えていない。 なお、開港の国内線に限り、LCC専用ターミナルの整備、国際線向け迅速・約款に対応した設備等の取組等、航空空の付加価値に関する命題策の取組等によりLCCのさらなる振興・乗客の利便性の向上を図りたいと考えている。	右提案主体からの意見に対して回答された。		開港の国内線は、現在国内7地域に就航するのみであり、現在就航地の33地点に比べ激減している。この間の開港の延長がもたらす国内線乗客機数が大きく伸びている。運送を維持する本邦航空会社に競争への懸念を抱かれないのであれば、開港の国内線に指定国を付与する観点から慎重に検討する必要がある。また、開港の国内線に指定国を付与する観点から慎重に検討する必要がある。また、開港の国内線に指定国を付与する観点から慎重に検討する必要がある。	C	-	航空運送事業への参入について、我が国は、カボタージュの管保を受けて本邦航空会社に対する外資規制を厳しくしているところであるが、米露、EUをはじめ、多くの国において外資規制が緩和されており、指定国を付与する観点から、我が国も規制を緩和することが適切である。なお、本邦航空会社が外国航空会社の機材と乗員を利用して国内定期便を運送することは、安全に係る当該の監督や責任分担が十分となる態があることから、慎重に検討する必要がある。	開港の高コスト削減の観点から、開港の国内線に指定国を付与する観点から慎重に検討する必要がある。また、開港の国内線に指定国を付与する観点から慎重に検討する必要がある。	0 0 0 0 0 0 0 0	大阪府 大阪市	大阪府	国土交通省
120200	民間法人が導入した港域の一種運営	特許発明の管理に関する法律第4条	港域管理者は、常時、指定会社の発行済株式の総数の2分の1以上を有する株式会社を有していなければならない。	①現状 平成22年度の税制改正において、スーパー中程港域における指定会社等(公社)の民間化が促進されることとなり、民間化促進策として、指定会社の発行済株式の総数の2分の1以上を有する株式会社を有していなければならないこととなる。	①現状 平成22年度の税制改正において、スーパー中程港域における指定会社等(公社)の民間化が促進されることとなり、民間化促進策として、指定会社の発行済株式の総数の2分の1以上を有する株式会社を有していなければならないこととなる。 ②問題点 民間化促進策として、指定会社の発行済株式の総数の2分の1以上を有する株式会社を有していなければならないこととなる。 ③解決策 民間化促進策として、指定会社の発行済株式の総数の2分の1以上を有する株式会社を有していなければならないこととなる。	解決策1 1	解決策2 2	港域経営の民間化を通じた港域の競争力強化に向けて引き続き検討し参りたい。		解決策1 F 1 1	解決策2 Z 1	港域経営の民間化を通じた港域の競争力強化に向けて引き続き検討し参りたい。	競争的な港域経営と競争力の強化による港域の競争力の強化	0 0 0 0 0 0 0 0	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省		
120200	内航フェーダーの強化	内航運送法第8条、第12条	内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。	①現状 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ②問題点 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ③解決策 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。	①現状 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ②問題点 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ③解決策 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。	2	-	内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除されるため、内航フェーダー船の競争力強化に寄与している。 なお、国土交通省成長戦略会議において、内航フェーダー船の競争力強化に向けた施策について議論している。		Z	-	競争的な港域経営と競争力の強化による港域の競争力の強化	0 0 0 0 0 0 0 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省			
120200	内航フェーダー船の強化	内航運送法第8条、第12条	内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。	①現状 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ②問題点 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ③解決策 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。	①現状 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ②問題点 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。 ③解決策 内航フェーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特種措置と内航運送法第8条第1項第2号の定めによる減税の特典を享受する。	0	-	指定措置事業については、取次が相対的に終了するものであり、日本内航運送組合連合会(本事業)は取次を廃止することを計画している。 なお、国土交通省成長戦略会議において、フェーダー船の競争力強化に向けた施策について議論している。		C	-	指定措置事業については、取次が相対的に終了するものであり、日本内航運送組合連合会(本事業)は取次を廃止することを計画している。 なお、国土交通省成長戦略会議において、フェーダー船の競争力強化に向けた施策について議論している。		0 0 0 0 0 0 0 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省		
120200	インランド・FZI(内陸保税施設)の整備促進	法人税法第64条 第1号 地方税法第95条 第30号	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置	①現状 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ②問題点 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ③解決策 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。	①現状 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ②問題点 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ③解決策 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。	2	-	国際コンテナ戦略港湾に選定された港域への貨物集約の拡大は必要と認識しているところであり、いただいた要望を踏まえ今後検討する参りたい。		Z	-	国際コンテナ戦略港湾に選定された港域への貨物集約の拡大は必要と認識しているところであり、いただいた要望を踏まえ今後検討する参りたい。	大阪府FZI 自由貿易地帯 国際物流拠点 (臨海・港湾)の一層充実促進	0 0 0 0 0 0 0 0	大阪府 福岡県 大阪府	大阪府	財務省 国土交通省		
120201	大阪府FZI(自由貿易地帯)の創設	法人税法第64条 第1号 地方税法第95条 第30号	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置	①現状 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ②問題点 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ③解決策 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。	①現状 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ②問題点 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。 ③解決策 物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置。	2	-	国際コンテナ戦略港湾に選定された港域への貨物集約の拡大は必要と認識しているところであり、いただいた要望を踏まえ今後検討する参りたい。		Z	-	国際コンテナ戦略港湾に選定された港域への貨物集約の拡大は必要と認識しているところであり、いただいた要望を踏まえ今後検討する参りたい。	大阪府FZI 自由貿易地帯 国際物流拠点 (臨海・港湾)の一層充実促進	0 0 0 0 0 0 0 0	大阪府 福岡県 大阪府	大阪府	財務省 国土交通省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置」の分類の取扱い	「措置」の内容の取扱い	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理計画番号	提案主体名	経過年度	制度の所管・関係府庁	
120282	大阪府FTZ自由貿易地域の創設	法人税法第64条第9条 地方税法第5条第30条	-	物流関連企業に係る法人税、固定資産等の軽減措置の創設 ② 固定資産税等の免除	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施設と産業施設が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、關税に対する特例措置も明確に設定されているなど、広大な投資圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港域輸出・輸入へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送コストの確保等、わが国主要のニーズに十分応えることができず、物流競争、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 国際空港圏内や保税港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新設に当たる固定資産企業に対して、 ・法人税率の差別税率の大幅な引き下げ ・固定資産税等についても年間減免 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施 など、簡便として場所、業種に応じた大規模なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	2	-	国際コンテナ戦略港湾に選定された港湾への物流関連企業の集約は必要と認識しているところであり、いただいた要望を踏まえ今後検討を予定している。 ・関西国際空港については、現在国土交通省成長戦略会議において、関西国際空港株式会社の本格的なバランスシート改善について議論しており、これにより戦略的な空港使用料の設定が可能とし、アジア全域を視野に入れた新たなサービス提供を実施することとしている。				Z	-		大阪府FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)による貿易促進	0 0 4 3 1 1	大阪府・関西国際空港	大阪府	総務省 国土交通省
120283	大阪府FTZ自由貿易地域の創設	法人税法第64条第9条 地方税法第5条第30条	-	物流関連企業に係る法人税、固定資産等の軽減措置の創設 ③ 不均一課税等に伴う交付税措置	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施設と産業施設が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、關税に対する特例措置も明確に設定されているなど、広大な投資圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港域輸出・輸入へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送コストの確保等、わが国主要のニーズに十分応えることができず、物流競争、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 国際空港圏内や保税港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新設に当たる固定資産企業に対して、 ・法人税率の差別税率の大幅な引き下げ ・固定資産税等についても年間減免 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施 など、簡便として場所、業種に応じた大規模なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	2	-	国際コンテナ戦略港湾に選定された港湾への物流関連企業の集約は必要と認識しているところであり、いただいた要望を踏まえ今後検討を予定している。 ・関西国際空港については、現在国土交通省成長戦略会議において、伊丹空港も活用しつつ、関西国際空港株式会社の抜本的なバランスシート改善について議論しているところであり、これにより戦略的な空港使用料の設定が可能とし、アジア全域を視野に入れた新たな貨物の集積を目指すこととしており、6月までに成果を得ることとしている。				Z	-	大阪府FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)による貿易促進	0 0 4 3 1 2	大阪府・関西国際空港	大阪府	総務省 国土交通省	
120290	都市圏高速道路管理経費集約(ハイウェイ・ネットワーク)構型の実現	道路法第12条、第13条 高速自動車国道法第5条、第9条 日本道路運送機構・都市圏高速道路株式会社 道路整備株式会社 道路整備特別措置法第3条、第4条	路線網ごとに料金徴収期間内に費用を償還することとする。	①現状 都市圏高速道路においては、複数の事業主体(NEMCO、阪神高速、地方道路公社)がそれぞれに料金設定、複数の料金体系(距離料金・均一料金・区間料金)が現在しており、乗り継ぎに伴う高価格、複雑でわかりにくい料金体系になっている。 ②問題点 ・料金体系の複雑化、大規模な道路修繕、各都市圏連絡網など、「高速道路の未整備区間」が存在し、道路ネットワークが有効に機能していない。 ③効果 ・高速道路の位置づけによって、建設・管理する者が異なる。 ・有料道路事業者(高速道路会社)・路線ごとに、通行料金を徴収し、運営費・建設費を回収し、償還期間満了後、道路が無料となる。 ④実施内容 ・全道路網に属する高速道路の料金収入は、全額の高速度道路建設費の源に充当。 ・モックアップ構築については、都市圏高速道路の決定は、速やかに実施したい。 ⑤実施内容 ・都市圏高速道路管理経費集約主体(仮称)は、都市圏高速道路ネットワーク(NEMCO、阪神高速、地方道路公社の両部局)を引き継ぎ、地域が、利用者の課金による独自の料金体系を設定し、至り出される料金収入により短期的に高速道路を整備(河川沿岸修繕等、大阪湾岸道路修繕、名神高速修繕等)のメンテナンスの役割を行う。経営主体は、地域による「ガバナンス」によるプロジェクトのもと、料金徴収や整備の決定・実施の責任を担う。この構型を実現するための法整備を行う。効果 ・地域自身が利用者の課金に立った料金を設定することにより、道路建設のコスト削減・円滑化を図るとともに、徴収の課題となっているモックアップ構築し、国際物流機能の強化が図られる。	C D	I	今後高速道路の整備の進め方については、必要事項をできる限り早急に定めることができるよう検討を行っていく予定であり、ご提案の内容についても、今後検討を予定している。				C D I		ご提案の内容については、4月25日大阪府知事との会談を踏まえ、より具体的な内容や集約の方針が明らかになれば、更にご意見を踏まえた検討が可能であることから、今後詳しくご提案の内容を伺ってまいりたい。	都市圏高速道路の管理経費集約によるネットワーク化による物流の円滑化	0 0 4 3 3 1 9 0	大阪府	大阪府	国土交通省	
120300	民間主導による緑化促進のための開発行為「都市公開緑地制度」創設	都市緑地法第60条、第61条 都市緑地法施行規則第22条 緑地法施行規則第15条第1項	緑化重点地区等内の建築物の敷地内において緑化施設を整備し、よびする者は、緑化施設整備計画を作成し、一定の基準(緑化率20%以上等)に適合する場合には、取得行為の届出を受けることができる。認定を受けた緑化施設整備計画に従って整備された緑化施設については、5年間、固定資産税の課税率の特典措置が認められる。	①立派・問題点 緑化施設にかかる固定資産税の軽減制度があるが、2001年の制度開始後、全額で24件、府内は1件のみ、問題点としては以下があげられる。 1. 緑化率へのメリットが(年間の管理費が大きい、軽減が不十分) 2. 緑化率の低い建物等では緑化施設のみの以上の緑化率というハードルが高い 3. PPR不足、認定主体である市町村へのメリットが少ない ②解決策 都市緑地法に基づき上程制の認定を行い、四法に基づき「緑化重点地区」及び府等が指定する区域に限り、公開される緑地を認定する場合は、その地の固定資産税を軽減。 1. 税務上の拡大 2. 緑化率要件の引下げ 3. 緑化率要件の引下げ 4. 緑化率要件の引下げ ③ 固定資産税の軽減に対する地方交付税措置を行う ・地域の多い大都市圏においては固定資産税軽減による市の負担が大きい。本制度を地方交付税措置の対象とする。 ④効果 民間主導による公開緑地の創出を促進することで、緑化地の創られた都市部において効果的に府民に実感のあるみちが創出される。	2	I	(1)及び(関係) 緑化施設等に係る固定資産税のあり方については、納税者負担の公平性の観点から慎重に検討されるべき課題と考えている。				Z	I		グリーン・インベション	0 0 3 3 0 0	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省	

管理一 下	要望事項 (事案名)	該当法等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分 類	措置 の内 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の内 容」の 取組 の要 求	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理 官 名	提案主体名	経過官名	制度の所管 ・ 関係官庁
120010	都市住民の参加による都市農地・生産緑地の利用促進	特設特別措置法 第71条の4 (農業者としての都市農地の相続税の特例等) 同法第72条の2 (相続税の特例等を受ける場合の特例) 同法第73条(特例)	農地等に係る相続税の特例は、農地等を相続等により取得した場合において、自らが発業者を継承すること条件下に、農地等に係る部分に付する相続税に特例を適用し、農地等継承人の死亡等の一定の場合には相続税を免除する措置である。	相続税特例の適用範囲を生産緑地の市民農園利用へ拡大する。	①現状(暫行制度等) 農地等、都市農地だけでなく、良好な都市環境の創造、防犯、健康・レクリエーションなど、多様な公益的機能を果たしており、都市の真実の姿であるが、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化している。こうした中、府内の都市化区域内の貴重な緑地空間でもある生産緑地については、市民農園として利用し、都市住民のニーズが満たされている。 一方、高齢化や担い手不足により耕作を放棄する農業者もいるにもかかわらず、賃借がままならないことから、都市住民への市民農園利用を促進することで、農地等の多様な公益的機能を維持・発達させ、都市部の生活環境の向上を図る必要がある。 ②問題点(留意事項) ・生産緑地を承継した場合は、相続税特例が適用されない。(適用されている場合、遺族及び特約が必要) ・空地等を生産緑地が、既に相続税特例制度の適用を受けている。 ③解決策(実施内容) ・相続税特例制度の適用範囲を生産緑地の市民農園利用へ拡大 ・効果 ・農地を継承した市民農園利用という多くの都市住民のニーズに応えるとともに、都市化区域の貴重な緑地空間で高い価値の確保が期待される。	Z	生産緑地に係る相続税の取扱いについては、都市政策や農業政策など他の観点から慎重に検討されるべき課題と考えている。	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	Z	各府省庁からの再検討要請に対する回答	グリーンイン ベーション	0 0 4 3 2 1 0	大阪府 大阪市	大阪府	財務省 国土交通省
120020	開発許可による農化される公園緑地への集積	都市計画法第33条、都市計画法施行令第25条	開発行為に係る計画が、道路、公園等に開ける一定の基準に適合しなければ、道路員外開業等の許可交付がなされない。	都市公園について開発行為で確保できる先行条件を緩和する	①現状 都市計画法33条より、3,000㎡以上の開発面積の3%以上の公園緑地を確保することが義務付けられている。 小規模な公園緑地は整備効果が低く、その維持管理が自治体等の負担となっている。 ②問題点 ・下記案件の都市公園外で確保できる先行条件の緩和 ・開発行為の一部又は全部が公園緑地等指定区域で確保することができる。その場合、当該区域に集積する場合は、開発行為に係る場合に必要となる要件と準等しく整理する。 ③解決策 ・開発行為の一部又は全部が公園緑地等指定区域に集積する旨を事前申請書に提出することにより、開発と同時に整備される公園緑地の整備に対する条件を付与することができる。 ④効果 ・「みどりの豊を拡大する都市」を実現するためには、府民が実感できる良好なみどりを創出する必要があるが、ランダムに発生する開発にのみ対応は、位置、規模とも府民実感につながる良好なみどりと見えない場合があり、それらより効果的かつ「みどりの創出」に活用することができると考えられる。	D	都市計画法施行令第25条第6号においては、開発区域の周辺に公園等が設けられている場合は開発区域周辺の状況等を勘査して、必ずしも公園等の設置が必要でない開発行為については公園等の設置を求めないこととしており、また、都市計画法33条は企業等(申請に基づく開発)を目的とする場合、地方公共団体が開発行為の発生に相応する公園等の設置を求めていることから、このような場合に公園等の設置を求めないことと、資団等において、必要区域以外の土地の開発行為を行うことには規制を課す上は厳格にしている。 なお、例えば、都市計画法33条第3号に基づく(例)より公園等の設置を求めないことと、開発行為が公園等の発生を促すこととを両立させることは、制度の趣旨から見て困難であると考えられる。 また、例えば、都市計画法33条第3号に基づく(例)より公園等の設置を求めないことと、開発行為が公園等の発生を促すこととを両立させることは、制度の趣旨から見て困難であると考えられる。 また、例えば、都市計画法33条第3号に基づく(例)より公園等の設置を求めないことと、開発行為が公園等の発生を促すこととを両立させることは、制度の趣旨から見て困難であると考えられる。	右提案主体からの意見 に対して回答されている。	提案主体からの意見	Z	提案主体からの意見	D	グリーンイン ベーション	0 0 4 3 2 0	大阪府 大阪市	大阪府	国土交通省
120030	都市緑化等の総合的な支援制度の構築		開発行為に係る計画が、道路、公園等に開ける一定の基準に適合しなければ、道路員外開業等の許可交付がなされない。	都市公園の整備を促進するための自治体の権限の拡大	①現状 都市計画法第33条の2により、開発行為に係る計画が、道路、公園等に開ける一定の基準に適合しなければ、道路員外開業等の許可交付がなされない。 ②問題点 ・都市公園の整備を促進するための自治体の権限の拡大 ・都市公園の整備を促進するための自治体の権限の拡大 ③解決策 ・都市公園の整備を促進するための自治体の権限の拡大 ④効果 ・都市公園の整備を促進するための自治体の権限の拡大	D	都市公園の整備を促進するための自治体の権限の拡大	右提案主体からの意見 に対して回答されている。	提案主体からの意見	Z	提案主体からの意見	グリーンイン ベーション	0 0 4 3 2 0	大阪府	大阪府	国土交通省	
120040	建物の建築等の際の建築コスト削減のための施策の導入によるCO2削減	特設特別措置法10条の2、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第17条の2 地方税法第111条、第112条、第113条	建物の建築等の際の建築コスト削減のための施策の導入によるCO2削減	建物の建築等の際の建築コスト削減のための施策の導入によるCO2削減	①現状・問題点 2050年の温室効果ガス排出量を1990年度比で24%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の向上、住宅等の省エネ化や改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには、官民連携による推進体制の構築が必要である。 ②問題点 ・省エネ化の促進を図るための自治体の権限の拡大 ・省エネ化の促進を図るための自治体の権限の拡大 ③解決策 ・省エネ化の促進を図るための自治体の権限の拡大 ④効果 ・省エネ化の促進を図るための自治体の権限の拡大	Z	省エネ率一階級の優れた住宅・建築物の新築や既存の住宅・建築物の省エネ改修促進策については、補助や優遇措置を実施している。	右提案主体からの意見 に対して回答されている。	提案主体からの意見	Z	提案主体からの意見	省エネCO2削減官 民連携社会の 構築	0 0 4 3 2 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省 環境省	
120050	都市計画調整の改善	都市計画法15条、第6条の2	都市計画は、一市町村の区域を越えて調整を及ぼすような広域的・総合的な調整を行う必要がある。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。	都市計画は、一市町村の区域を越えて調整を及ぼすような広域的・総合的な調整を行う必要がある。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。	①現状 ・地域間や市街地開発事業等の都市計画決定権限は、種類や面積・規模の大小で一時的に一定の自治体に集中している。 ・自治体の間で、広域的な調整を行う必要が生じる。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。 ②問題点 ・地域間や市街地開発事業等の都市計画決定権限は、種類や面積・規模の大小で一時的に一定の自治体に集中している。 ・自治体の間で、広域的な調整を行う必要が生じる。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。 ③解決策 ・地域間や市街地開発事業等の都市計画決定権限は、種類や面積・規模の大小で一時的に一定の自治体に集中している。 ・自治体の間で、広域的な調整を行う必要が生じる。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。 ④効果 ・地域間や市街地開発事業等の都市計画決定権限は、種類や面積・規模の大小で一時的に一定の自治体に集中している。 ・自治体の間で、広域的な調整を行う必要が生じる。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。	F	都市計画に関する権限配分は、地域の実情に適した基礎自治体である市町村が定めることとするべきである。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。調整を行うためには、調整を及ぼす必要がある。	右提案主体からの意見 に対して回答されている。	提案主体からの意見	Z	提案主体からの意見	都市計画調整 の改善	0 0 4 3 2 0	大阪府	大阪府	国土交通省	



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案の分類	提案の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の意見	「措置の内容」の意見	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理事業番号	提案主体名	経過年度	制度の所管・関係官庁
120300	河川を利用した「地域主体のまちづくり」が可能な占拠地占許可制の創設(民間事業者の活用を認める広域複合開発の推進、占拠地の確保)	河川法 河川敷地占許可条例(事務次官連達、河川局長連達) 河川法 河川敷地占許可条例(事務次官連達、河川局長連達) 河川法 河川敷地占許可条例(事務次官連達、河川局長連達)	河川敷地占許可制の特例措置として、協議会による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食、オープンカフェ等の公衆利用の目的により河川敷地を占有する行為を認めることとなる。また、河川敷地を占有する行為の範囲や用途が定められている。	河川敷地占許可制の特例措置として、協議会による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食、オープンカフェ等の公衆利用の目的により河川敷地を占有する行為を認めることとなる。また、河川敷地を占有する行為の範囲や用途が定められている。	河川敷地占許可制の特例措置として、協議会による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食、オープンカフェ等の公衆利用の目的により河川敷地を占有する行為を認めることとなる。また、河川敷地を占有する行為の範囲や用途が定められている。	B-2 IV	○「簡件及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占許可制の特例措置について」(水防法改正)において、河川局長が別途定める要件について示される規定の補完 現在、特例措置による社会実験の実施期間中であり、実施期間終了後評価を行い、平成25年度末に河川敷地占許可制の改正を行うこととしている。この改正に要望の内容を盛り込むこととしている。 ○河川区域に加え、道路・公園区域が重複している区域では、包括的許可制度を導入する等の手続の簡素化と権限移譲 ○河川区域に加え、道路・公園区域が重複している区域では、包括的許可制度を導入する等の手続の簡素化と権限移譲 ○河川区域と重複する都市公園区域では、「都市公園法」の建ぺい率緩和の特例として、都市公園法施行に飲食店やカフェ等の建物設置に対する規定を明記 ○河川区域と重複する都市公園区域では、「都市公園法」の建ぺい率緩和の特例として、都市公園法施行に飲食店やカフェ等の建物設置に対する規定を明記 ○河川区域と重複する都市公園区域では、「都市公園法」の建ぺい率緩和の特例として、都市公園法施行に飲食店やカフェ等の建物設置に対する規定を明記 ○河川区域と重複する都市公園区域では、「都市公園法」の建ぺい率緩和の特例として、都市公園法施行に飲食店やカフェ等の建物設置に対する規定を明記	各府県からの提案に対する回答 河川敷地占許可制の特例措置として、協議会による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食、オープンカフェ等の公衆利用の目的により河川敷地を占有する行為を認めることとなる。また、河川敷地を占有する行為の範囲や用途が定められている。	再検討要請	提案主体からの意見 河川敷地占許可制の特例措置として、協議会による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食、オープンカフェ等の公衆利用の目的により河川敷地を占有する行為を認めることとなる。また、河川敷地を占有する行為の範囲や用途が定められている。	「措置の分類」の意見 B-2 IV	「措置の内容」の意見 河川敷地占許可制の特例措置として、協議会による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食、オープンカフェ等の公衆利用の目的により河川敷地を占有する行為を認めることとなる。また、河川敷地を占有する行為の範囲や用途が定められている。	各府県からの再検討要請に対する回答 河川敷地占許可制の特例措置として、協議会による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食、オープンカフェ等の公衆利用の目的により河川敷地を占有する行為を認めることとなる。また、河川敷地を占有する行為の範囲や用途が定められている。	プロジェクト名 公共資産・公共空間の活用	管理事業番号 0 0 4 3 2 8 0	提案主体名 大阪府 大阪府	経過年度 0 0 4 3 2 8 0	制度の所管・関係官庁 警察庁 国土交通省
120379	道路予定地等の有効活用を促すための関係機関間の連携	道路法第22条	補助金事業により取得し、有効活用が促進される見込みがある土地(不動産等)は、各府県庁の長の承認を受けて「補助金等の交付の目的」に応じて使用、譲渡、貸し付け等を行うことができない。また、補助金事業の完了により補助金の収支が収支不足となる場合は、補助金等の全部または一部を返還しなければならない。この限りでない。	自治体の保有する道路予定地などいわゆる塩漬け土地について、民間企業による土地取得を促すため、暫定的に期間を延長し、補助金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称「法」)の活用を一層推進する。	道路予定地は、道路法第22条により、本項目以外への転用に関しては、各地方整備局長への事前承認申請が必要となっているが、暫定的に期間を延長し、補助金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称「法」)の活用を一層推進する。	E	道路予定地は、道路法の適用を受けることから、その暫定的な利用は、補助金適正化法第22条の補助金等の交付の目的に反し使用に該当せず、関係に基づく承認は必要ありません。道路予定地等の有効活用を促すため、暫定的に期間を延長し、補助金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称「法」)の活用を一層推進する。	道路予定地は、道路法の適用を受けることから、その暫定的な利用は、補助金適正化法第22条の補助金等の交付の目的に反し使用に該当せず、関係に基づく承認は必要ありません。道路予定地等の有効活用を促すため、暫定的に期間を延長し、補助金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称「法」)の活用を一層推進する。	再検討要請	提案主体からの意見 道路予定地は、道路法の適用を受けることから、その暫定的な利用は、補助金適正化法第22条の補助金等の交付の目的に反し使用に該当せず、関係に基づく承認は必要ありません。道路予定地等の有効活用を促すため、暫定的に期間を延長し、補助金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称「法」)の活用を一層推進する。	「措置の分類」の意見 E	「措置の内容」の意見 道路予定地は、道路法の適用を受けることから、その暫定的な利用は、補助金適正化法第22条の補助金等の交付の目的に反し使用に該当せず、関係に基づく承認は必要ありません。道路予定地等の有効活用を促すため、暫定的に期間を延長し、補助金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称「法」)の活用を一層推進する。	各府県からの再検討要請に対する回答 道路予定地は、道路法の適用を受けることから、その暫定的な利用は、補助金適正化法第22条の補助金等の交付の目的に反し使用に該当せず、関係に基づく承認は必要ありません。道路予定地等の有効活用を促すため、暫定的に期間を延長し、補助金事業に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称「法」)の活用を一層推進する。	プロジェクト名 公共資産・公共空間の活用	管理事業番号 0 0 4 3 2 8 0	提案主体名 大阪府 大阪府	経過年度 0 0 4 3 2 8 0	制度の所管・関係官庁 財務省 国土交通省
120381	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	Z	観光庁としては、国際会議等の誘致、開催に向けた取り組みへの支援や、既存の国内会議を国際会議化する取り組みに対しては、国際会議等の誘致に係るインセンティブの整備を促しているところ。また、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)に基づいて、国際会議の誘致・開催の円滑化の業務を遂行できる体制が整備されている等の基準を満たす市町村(国際会議観光見本市)に対し、法による所要の措置を講じているところ。	観光庁としては、国際会議等の誘致、開催に向けた取り組みへの支援や、既存の国内会議を国際会議化する取り組みに対しては、国際会議等の誘致に係るインセンティブの整備を促しているところ。また、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)に基づいて、国際会議の誘致・開催の円滑化の業務を遂行できる体制が整備されている等の基準を満たす市町村(国際会議観光見本市)に対し、法による所要の措置を講じているところ。	再検討要請	提案主体からの意見 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	「措置の分類」の意見 Z	「措置の内容」の意見 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	各府県からの再検討要請に対する回答 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	プロジェクト名 国際コンベンション振興の創出	管理事業番号 0 0 4 3 3 0 0	提案主体名 大阪府 大阪府	経過年度 0 0 4 3 3 0 0	制度の所管・関係官庁 経済産業省 国土交通省
120382	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	Z	観光庁としては、国際会議等の誘致、開催に向けた取り組みへの支援や、既存の国内会議を国際会議化する取り組みに対しては、国際会議等の誘致に係るインセンティブの整備を促しているところ。また、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)に基づいて、国際会議の誘致・開催の円滑化の業務を遂行できる体制が整備されている等の基準を満たす市町村(国際会議観光見本市)に対し、法による所要の措置を講じているところ。	観光庁としては、国際会議等の誘致、開催に向けた取り組みへの支援や、既存の国内会議を国際会議化する取り組みに対しては、国際会議等の誘致に係るインセンティブの整備を促しているところ。また、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)に基づいて、国際会議の誘致・開催の円滑化の業務を遂行できる体制が整備されている等の基準を満たす市町村(国際会議観光見本市)に対し、法による所要の措置を講じているところ。	再検討要請	提案主体からの意見 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	「措置の分類」の意見 Z	「措置の内容」の意見 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	各府県からの再検討要請に対する回答 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	プロジェクト名 国際コンベンション振興の創出	管理事業番号 0 0 4 3 3 0 0	提案主体名 大阪府 大阪府	経過年度 0 0 4 3 3 0 0	制度の所管・関係官庁 経済産業省 国土交通省
120383	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	Z	観光庁としては、国際会議等の誘致、開催に向けた取り組みへの支援や、既存の国内会議を国際会議化する取り組みに対しては、国際会議等の誘致に係るインセンティブの整備を促しているところ。また、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)に基づいて、国際会議の誘致・開催の円滑化の業務を遂行できる体制が整備されている等の基準を満たす市町村(国際会議観光見本市)に対し、法による所要の措置を講じているところ。	観光庁としては、国際会議等の誘致、開催に向けた取り組みへの支援や、既存の国内会議を国際会議化する取り組みに対しては、国際会議等の誘致に係るインセンティブの整備を促しているところ。また、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(コンベンション法)に基づいて、国際会議の誘致・開催の円滑化の業務を遂行できる体制が整備されている等の基準を満たす市町村(国際会議観光見本市)に対し、法による所要の措置を講じているところ。	再検討要請	提案主体からの意見 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	「措置の分類」の意見 Z	「措置の内容」の意見 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	各府県からの再検討要請に対する回答 コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の控除制度など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施	プロジェクト名 国際コンベンション振興の創出	管理事業番号 0 0 4 3 3 0 0	提案主体名 大阪府 大阪府	経過年度 0 0 4 3 3 0 0	制度の所管・関係官庁 経済産業省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案の分類	提案の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の取組	「措置の内容」の取組	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理費集事番号	提案主体名	経過状況	制度の所管・関係府庁
120390	整備新幹線の地方自治体の敷設	全国新幹線鉄道整備法	全国新幹線鉄道整備法及び同法施行令により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う新幹線の整備に関する事業は、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	現行法で規定されている、負担ルール(第23条)の地方自治体の負担は、その新幹線が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	0	-	国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	C	国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。また、国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	0 0 4 3 3 5 0	大阪府	大阪府	国土交通省
120400	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	鉄道事業法 鉄道法等利用促進法	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	2	-	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	Z	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	駅空へのアクセス改善(なかの路線)に係る新たな負担ルールの導入	0 0 4 3 3 6 0	大阪府	大阪府	国土交通省	
120410	日本版レニューレール制の創設	道路法第12条、第13条 鉄道自動車法第12条、第13条 国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	日本版レニューレール制の創設	日本版レニューレール制の創設	日本版レニューレール制の創設	F	-	日本版レニューレール制の創設	日本版レニューレール制の創設	日本版レニューレール制の創設	F	日本版レニューレール制の創設	日本版レニューレール制の創設	0 0 4 4 3 3 0	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省	
120420	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	地方自治法第12条、第13条 国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	Z	-	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	Z	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	外国人を対象とした医療機関や学生寮等の整備に係る財政支援措置の創設	0 0 4 3 3 8 0	大阪府	大阪府	文科科学省 厚生労働省 国土交通省	
120430	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	地方自治法第12条、第13条 国土交通省が所管する国費が中心となるものとしている。(負担割合は、鉄道新幹線(ノ3))	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	F	2	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	F	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	公的賃貸住宅の一体的な管理運用(公営・公社・民間賃貸住宅等)	0 0 4 3 3 5 2 0	大阪府	大阪府	国土交通省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の取扱い	「措置の内容」の取扱い	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理費集約事項	提案主体名	経過府県	制度の所管・関係府庁
120440	公営住宅制度の見直し	公営住宅法第1条、第10条、第16条、第38条、第44条、 借地借家法第2条	一定の要件の下に行われる公営住宅建替事業は、事業の公共性が高く、その一時的かつ迅速な事業の実施が求められるため、当該事業に伴う明渡請求を特別に法で定めている。用途法上は、公営住宅として管理を継続するもの。除却や他の用途に供する方が住宅政策上の必要性を勘案しても効率的であることと認め、認められているものである。なお、用途法上に伴う明渡請求については、特別に法で定めていない。	管理戸数未満の建替事業、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業において、入居者の居住の安定に配慮している場合に、明渡し請求権を付与する。(公営住宅法の特例措置)	①現状 高度経済成長期に建設した大量の公営住宅ストックが更新時期を迎えている。これらには、大規模な団地も多く、高齢者など特定の入居者が集中し、混雑死や自衛会の運営の困難化など、コミュニティに関する様々な問題が生じていると見られ、一地域に大量の公営住宅を建設した長北ニュータウンなどは、暮らしても死者の少ない低需要の団地が存在する。また、耐震化が困難な耐震性の低い住宅については、早急に入居者の安全を確保することが求められている。 ②制度 大規模団地を適切な規模に縮小するとともに、需要の高い地域での戸数削減や耐震化が困難な住宅の用途廃止など、ストックの再編が急務であるが、居住の安定性確保は、管理戸数未満の建替事業、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業において、住宅の居住の安定に配慮している場合に、明渡し請求権を付与する(公営住宅法の特例措置) ③管理戸数未満の建替事業、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業において、近隣に移転者が確保されなくなると入居者の居住の安定が図れない場合には、明渡し請求権を付与する(公営住宅法の特例措置(借地借家法の緩和))を実施する。 ④効果 耐震化が困難な住宅から安全な住宅への移転により早期に入居者の安全が確保できる。さらに、低需要団地の土地利用機能により長北ニュータウン再建に寄与する。また、高齢世帯など低所得層が高住する大規模な公営住宅受容能力を向上し、建替業者(宅)が出した団地(民間住宅)を導入することによりバランスのとれた良好なコミュニティ形成を図ることができる。	F	-	公営住宅は、住宅に近接する低層所帯等に別けて供給されるものであることから、公営住宅法は、全宗として、居住者の居住の安定に強く配慮した制度を採用している。 また、公営住宅の使用関係については、原則として、民法及び借地借家法が適用されるものと解されている。 公営住宅の老朽化や管理戸数の維持等の一定の要件を満たす公営住宅の建替事業については、事業の公共性が高いことから、画一的かつ迅速な事業を実施することができるよう、公営住宅法においては、建替後の公営住宅への再入居の保証、管理の取組等、居住者の保護等の居住者の居住の安定を確保するための措置を講じた上で、借地借家法第28条に規定する正当事由の有無を個別に判断することなく、明渡し請求を行うことができるよう、特例を定めていること。 したがって、従前居住地における再入居が保障されない用途廃止事業については、居住者の居住の安定が確保されないため、明渡し請求を認めることはできないが、建替事業の対象となる公営住宅の居住者が、建替後の公営住宅への入居を希望している場合において、当該居住者の建替後の公営住宅への入居が保障されるのであれば、借地借家法の特例の対象範囲を拡大し、明渡し請求を行うことが可能となるよう、関係省庁と調整の上、検討してまいります。	右提案主体からの意見に対して回答されたい。	管理戸数未満の建替事業においては、本府の考え方も理解いただき、明渡し請求権付与の検討の方向性を示していきたいと考えています。 一方、低需要や耐震化が困難な住宅の用途廃止事業については、明渡し請求権を付与する際、移転先が確保されることと同様に、入居者の居住の安定を確保することができると、明渡し請求権の付与について再度ご検討をお願いします。	-	-	建物の賃貸借に関する一般法である借地借家法においては、建物の賃貸人による、建物賃貸借契約の更新をしない旨の通知又は建物の賃貸借の解約の申込みは、建物の賃貸人及び借入者が建物の賃借に必要とする事項のほか、建物の賃貸借に関する借地、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しに条件として又は建物の明渡しに代わるに建物の賃貸人に対して取返しの交付を受ける旨の申込みを提出し、その申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができないこととされている。 公営住宅においては、借地借家法に規定する上記原則の特例として、建替後の公営住宅への再入居の保証、管理の取組等、居住者の保護等の措置を講じた上で、建替事業について明渡し請求を認めていること。 したがって、そのような措置が講じられない用途廃止事業について、公営住宅法上、明渡し請求権を付与することを借地借家法の特例として認めることは困難である。	新たな住宅政策の展開～公営住宅制度の改革～	0 4 3 0	大阪府	大阪府	国土交通省